

# 「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書に対する意見

平成 22 年 9 月 2 日  
日本公認会計士協会

## はじめに

日本公認会計士協会は平成21年3月に、平成18年から実施された平成15年の公認会計士法改正による公認会計士試験制度において、近時の試験合格者の急激な増加の中で幾多の問題が生じてきていることを指摘し、その改善に向けた当面の対応とともに、公認会計士を巡る国際的な教育の基準との整合性や、国際財務報告基準（IFRS）を中心とした会計・監査の基準を巡る国際的な動向など、公認会計士を取り巻く環境が急激に変化してきている状況の中での中長期的な観点からの公認会計士試験制度の再度の見直しを要望した。

今般公表された「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書は、こうした観点を踏まえた上での公認会計士試験・資格制度等の改善の方向性が取りまとめられている。

資格・試験制度への信頼性は、なにより当該制度が安定的に運用されていくことにより確保されるものであり、かつ、公認会計士制度は国際競争力を維持確保する必要があることから、今般の中間報告書に基づく詳細な制度構築のため、以下のとおり意見を提出する。

## I 見直しの方向性に対する意見

### （制度設計の方向性）

1. この中間報告書は、公認会計士となるための実務経験要件の必要性・重要性を再認識した上で、実務経験が得られない公認会計士試験合格者の発生を抑制するため、公認会計士試験の受験段階に実務経験要件を加味した制度設計である。  
実務経験要件を充足するための就職活動は、経済・景気状況の影響を受けることから、その動向によっては制度改革の目的が達せられないことへの懸念がある。また、資格・試験への魅力、受験者の受験意欲に十分配慮した今後の詳細な制度構築及び制度運用を行っていく必要がある。
2. 監査証明の対象となる企業のみならず、当該企業を取り巻く投資者、債権者などの広範な利害関係者に、当該企業が開示する財務情報への信頼性を担保する監査証明業務の公益性、中立性に鑑み、監査証明業務を独占的に行うことができる公認会計士の質を確保する観点から、必要な実務経験を追加し、また、資格取得後の継続的専門研修の充実を図る方向性は適当である。
3. 財務情報を作成する企業に一定の会計の専門的識見を有する者を配することを目指した制度設計の方向性は適当である。
4. 日本公認会計士協会の自主規制機能の一層の強化・充実を図る方向性は適当である。

#### (試験の難易度)

5. 平成15年の試験制度改革は、受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、多様な人材が受験し、一定の資質を有する多様な人材が我が国の経済社会に輩出されることを目指したものであった。この趣旨を再認識し、最低限現行試験の質を維持しつつ、一定の資質を有する人材が安定的に輩出されるよう試験制度を運営していくべきである。

#### (今後の詳細な制度構築に当たって)

6. 我が国経済社会の重要な基盤としての公認会計士制度の見直しの方向性を検討する際には、日本公認会計士協会はもとより同制度を取り巻く多くの関係者の参加が必要であり、「公認会計士制度に関する懇談会」はこれらの関係者が参加して、大所高所からの見地で議論されてきた。しかし、今後の詳細な制度構築の検討においては、制度の当事者である公認会計士が組織する日本公認会計士協会の関係者を交えて議論を進める等十分な意見調整が必要である。

## II 個別的課題に対する意見

#### (経済界における試験合格者の受入基盤の整備)

7. 我が国経済の国際化、高度化、複雑化とも相俟って、経済界は監査・会計に識見のある人材を求めている。公認会計士試験合格者がこうした経済界のニーズに応え得る有為な人材であることから、これら有為な人材が活躍できるよう、経済界においてもその資格取得のために必要な適切な実務経験（現行の“実務従事”と同等）の場の提供を含めた雇用促進等の基盤を早急に整備すべきである。

なお、中間報告書では実務経験を「監査又は会計に関する業務」とし、その具体的な範囲については今後検討することとしているが、財務会計士（仮称、以下同じ。）となるために求められる“実務経験”、公認会計士となるために求められる“実務経験”、経済界で提供できる“実務経験”、監査業界で提供できる“実務経験”は異なるものであるから、資格要件としての検討に当たってはそれぞれの実態を十分に考慮すべきである。

また、詳細な制度構築の検討に当たっては、公認会計士試験合格者に対する経済界の具体的なニーズをあらかじめ把握する等の方策の実施も必要である。

#### (一段階目の試験について)

8. 一段階目の試験は、我が国の大学等高等教育機関との連携のもとで、その修得した幅広い基礎知識等が試されるものである必要がある。

そのためには、従来の公認会計士試験における試験科目を見直すとともに、試験時間を倍増させ、2日間で計10時間から12時間の試験時間とすべきである。また、我が国公認会計士の国際競争力の維持確保の観点から、試験科目の見直しに当たっては、国際教育基準（IES）で求められる内容を含むべきである。

#### (会計プロフェッショナルの名称について)

9. 公認会計士に至る前段階の、非監査サービスや企業内実務を担う会計の専門資格として「財務会計士」の創設が提案されている。

現状で、公認会計士は、一般に「会計士」と略称されることが多い。新たな資格名称である「財務会計士」も「会計士」を含むことから、その略称が「会計士」とされることが容易に推測される。公認会計士及び財務会計士の担う業務範囲が明確に異なるものであることから、誤認に基づく混乱が生じることを懸念する意見が多い。名称については慎重に検討すべきである。

なお、一段階目試験合格者への資格付与の検討に当たっても、「会計士」が含まれる名称は検討されるべきではない。

10. 公認会計士と財務会計士の資格・名称の取扱いを明確にすべきである。

財務会計士は公認会計士に至る前段階の資格として位置づけられることから、財務会計士が所定の要件を満たし公認会計士となる資格を有する者となった場合には、公認会計士の登録を行った段階で、財務会計士の登録は抹消されるものと想定されるが、その取扱いが中間報告書では明示的でない。

平成15年の試験制度改革の目的には、公認会計士に監査証明業務以外の業務（非監査サービス）の担い手としての活躍も期待されていた。また今後、公認会計士である者が、非監査サービスに従事する機会を求めて監査事務所を退職するなど、公認会計士業界においても人材の流動化が促進されるものと考えられる。

こうしたことを踏まえれば、公認会計士が、従事する業務を的確に示す専門資格名称（財務会計士）の利用を希望することも考えられるので、公認会計士と財務会計士の資格・名称の取扱いは明確にしておく必要がある。

#### (会計プロフェッショナル及び公認会計士となるための実務経験について)

11. 一段階目及び二段階目の試験合格後、財務会計士となるために求められる実務経験は、現行制度における「業務補助」及び「実務従事」と同等とすべきである。また、この場合であっても、「実務従事」については、当該実務経験を提供する事業所等を認定する、若しくは、認定された公認会計士が指導を行う制度とすべきである。また、財務会計士が、公認会計士となるために求められる追加の実務経験は、現行制度における「業務補助（法第2条第1項の業務について公認会計士又は監査法人を補助すること）」とすべきである。

#### (一段階目試験と二段階目試験の実施時期と受験時機)

12. 中間報告書では、一段階目試験を短答式、二段階目試験を論文式とすることは明示されているが、一段階目試験合格者の二段階目試験の受験の時機が明示されていない。また、一段階目試験合格後一定期間内に二段階目試験に合格できない場合に、以後の受験要件として実務経験を求めているが、当該実務経験期間（例えば3年）が経過しなければ二段階目試験が受験できないのかが定かでない。受験者の立場にたてば、一段階目試験合格の年に行われる二段階目試験の受験を希望し、その合格後実務経験の場（就職）を求めるのが一般的と考えられる。

また、実務経験期間（例えば3年）の経過を待たなければ二段階目試験が受験できないとすれば、受験者はその間受験意欲を持続しなければならず、せっかくの有為な人材の資格取得の機会を奪うことにもつながる。

よって、一段階目試験と二段階目試験は一年内に受験できることとすべきある。また、実務経験期間中でも、二段階目試験が受験できるようにすべきである。

#### （科目合格等の有効期間について）

13. 「一段階目試験の合格の有効期間、二段階目試験の科目別合格の有効期間のいずれについても延長する」との記載があり「例えば10年程度」との記載があるが、最近の会計・監査環境や税制の変化に鑑みると、二段階目試験の科目別合格の有効期間の10年は長すぎる。5年程度が適当である。

#### （修了考査の位置づけについて）

14. 財務会計士は公認会計士に至る前段階の資格として位置づけられている。  
公認会計士となるための前段階の財務会計士となるための一段階目及び二段階目の試験が国家試験であるならば、当然に公認会計士となるための現行の修了考査は、国家試験、若しくは、国家試験としてその運営を日本公認会計士協会に委託するものとするべきである。  
修了考査を国家試験としないのであれば、二段階目試験は、「『財務会計士』となることができるための国家試験」であると同時に、「公認会計士となることができるための国家試験」ということとなり、国家試験の目的・位置づけが不明確になる。

#### （実務補習の位置づけの明確化について）

15. 現行の実務補習は、公認会計士試験合格者が公認会計士となるのに必要な技能の修習を目的として、試験合格後に実務経験期間と並行して実施されている。中間報告書が志向する新たな制度下の実務補習は、試験合格と実務経験要件を具備し登録した「財務会計士」が公認会計士となるために修習するものであり、受講する者の性質が現行と大きく異なるものとなる。実務補習の内容、方法等はこうした受講者の質の相違を十分に踏まえて検討されるべきである。またその際には、「実務補習」という呼称を、一定の資格者（財務会計士）が修習するものであることを踏まえ、「実務修習」と変更することも検討すべきである。  
なお、中間報告書では、今後の実務補習を監査実務と税実務に重点をおいたものとするとしているが、これら実務の根底には当然に会計実務が存在していることを前提とすべきであり、実務補習の内容もその前提をもって検討されるべきである。

#### （財務会計士の日本公認会計士協会への強制入会について）

16. 会計プロフェッショナル（財務会計士）は、日本公認会計士協会に備える名簿への登録と、日本公認会計士協会への入会が義務づけられることとされている。  
日本公認会計士協会は、公認会計士法第43条第1項に基づき、「公認会計士」が全国を一円として設立することとされており、その目的は、「公認会計士」の品位を保持し、法第2条第1項の業務（監査証明業務）の改善進歩を図るため、その会員

たる公認会計士の指導、連絡及び監督を行うものである。

財務会計士の日本公認会計士協会への入会が義務づけられることにより、監査証明業務以外の業務を担う者がその構成員に加わることとなり、日本公認会計士協会の設立目的には合致しない。また、日本公認会計士協会には、大学教育等における会計専門人材を育成する教育環境の整備等の工夫への協力も要請されているが、これも日本公認会計士協会の設立目的には合致しない。

なお、日本公認会計士協会は会員たる公認会計士が納める会費をもって運営されており、仮にその構成員に財務会計士を、準会員として加えるとしても、準会員たる財務会計士に対する継続的専門研修の実施や遵守すべき規律の整備などに係る費用について、応分の会費負担を求めるものである。

#### (日本公認会計士協会の自主規制機能の強化について)

17. 「監査の品質確保のための方策」として、日本公認会計士協会の自主規制の体制強化を図るとともに行政当局の体制強化に努めることが重要であるとされているが、財務書類の虚偽記載事案の監査にかかわった公認会計士に対する調査は、日本公認会計士協会に十分な調査を行いうる権限（例えば、日本公認会計士協会が強制的に調査ができる権限を有し、規律違反行為の最終処分を公認会計士資格の停止を含むものに拡張し、また調査忌避行為も処分の対象とする。）を付与して自主規制の強化を図ることが効果的かつ効率的であり、当局による調査とバランスのとれたものとすべきである。

#### (監査法人及び公認会計士の業務範囲について)

18. 我が国の監査法人の業務範囲は限定的であり、監査法人の国際競争力確保の観点から支障を来たしている（法第34条の5は“その業務に支障のない限り”法第2条第2項の業務ができることとされている。）。また、試験合格者の大半に実務経験の機会を提供しているのは監査法人であるが、監査法人の業務範囲が限定的であることは、試験合格者に多様な実務経験を提供する上でも支障となっている。監査法人の業務範囲をその国際競争力の確保の観点から、海外の会計事務所（アカウンティング・ファーム）と同等となるように見直しを検討すべきである。
19. 財務会計士が公認会計士となるための実務補習が監査実務と税実務に重点が置かれ、公認会計士となった後の継続的専門研修において、公認会計士の業務内容に応じた一定単位数の必須履修科目の法定化が検討されるのであれば、国民のニーズに応え、公認会計士がその専門分野を活かして多種多様な税務サービスを提供できるよう、公認会計士業務に、税務業務を追加すべきである。

#### (継続的専門研修の必須履修科目の法定化について)

20. 継続的専門研修における必須履修科目の法定化を検討する際には、自主規制として日本公認会計士協会が実施する継続的専門研修制度の実態を十分に踏まえる必要がある。

なお、公認会計士を取り巻く環境はグローバル・ベースで変化してきていることか

ら、法定化した必須履修科目の見直しが適宜行えるようにすべきである。

(公認会計士の資格取得に当たっての学歴要件について)

21. 国際競争力の維持・強化の観点から、資格取得に当たっての学歴要件として、「大学等高等教育機関での一定単位数の一般教養科目の履修を求める」としている。国際教育基準が「大学の学部課程又は同等の課程を修了していること」を求めていること及び資格取得希望者に明確な目標を示す意味から、資格取得要件に、「学士の学位（又は文部科学省が学士の学位と同等と認めるもの）の修得」を追加すべきである。

(経過措置－現行試験合格者への配慮－について)

22. 平成 15 年の試験制度改革以前の公認会計士第二次試験合格者は「会計士補」として開業登録できるが、平成 18 年からの新試験制度下の試験合格者には、今般提案の「財務会計士」のような資格名称がない。経過的措施を設け、これら試験合格者が財務会計士となる方途を示すべきである。  
また、会計士補が公認会計士となるための受験科目や業務補助等の期間、実務補習の取扱いについても経過的措施を検討すべきである。

以 上